

### ◆町有施設使用料（利用料金）減免等の見直しについて

町の施設使用料は、合併以来、営利企業の利用など一部の場合を除き、減免措置を行ってきました。

しかし、町の財政状況は非常に厳しく、歳出の抑制と歳入の確保が必要とされるとともに、町民の皆さんに対する負担の公平性が求められています。施設使用料においても、現行の減免措置を見直し、平成21年4月から町有施設を使用する場合は、【表1】のとおり使用料が必要となります。ただし、減免となる団体等の基準を【表3】のとおり定めます。

○平成21年4月から各地域の集会施設は、自治振興会による指定管理者制度を導入する予定です。指定管理者が管理する施設は、指定管理者へ利用料金を納入してください。料金体系及び減免する団体等の基準は、町直営施設と同一となります。

○施設使用料とは別に、冷暖房使用料【表2】を新たに設定し、全ての利用者において使用に応じて使用料が必要となります。

○役場庁舎（本庁、支所）は、一般開放する構造となっていないため、町主催会議以外は使用できなくなります。

○観光施設は、今までどおり全ての利用者において使用料が必要です。

【表1】施設使用料（利用料金）

施設区分\減免区分	全額免除団体	減額団体等	減免適用無しの団体
集会室、研修室等	無料	400円/4時間（注2、3）	条例に明記の料金
屋内体育施設		400円/4H（異なる施設もありますので、詳細は教育課☎89-3344までお問い合わせください。）（注3）	
グラウンド			
照明施設	条例に明記の料金（注1）	条例に明記の料金	

注1：扱いの異なる団体もありますので、詳細は教育課（☎89-3344）までお問い合わせください。

注2：大会議室など規模の大きい会場は、1,200円/4Hなど。詳細は各施設にお問い合わせください。

注3：上記金額と条例に明記の金額のいずれか低い額とします。

【表2】冷暖房使用料（利用料金）（全施設）【全利用者必要】

用途区分	使用料
大集会室、ホールなど	1,000円/4時間
その他の部屋	500円/4時間

【表3】減免団体区分等

施設区分\減免区分	全額免除団体	減額団体等	減免適用無しの団体	料金の納付
町直営施設	【表4】に定める団体	左記以外の町内の営利目的以外の団体	町内の営利団体 政治団体 宗教団体 町外の団体 など	町から送付する納付書で納付してください。 指定管理者（自治振興会等）への納付となります。方法は、各施設にお問い合わせください。
指定管理者による管理施設				

【表4】全額免除団体

団体名	
神石高原町	町農林業関係協議会（町が事務局を持つ団体）
公共団体	町土地改良区
町消防団（本部、方面隊、分団）	心身障害者関係団体
町消防団後援会	母子児童関係団体
町文化連盟（加盟団体含む）	老人クラブ
町体育協会（加入団体含む）	社会福祉協議会（関連団体含む）
子ども育成団体（スポーツ少年団など）	町水道関係施設利用組合
女性会	各地域の神祇
青年会	町が事務局を持つ団体
P T A	その他、町または教育委員会が認める団体

※公共団体以外は、いずれも町内団体とし、団体本来の利用目的の場合に限ります。（懇親会や料金を徴収するイベントなどの利用については適用しません。）

※町文化連盟及び町体育協会の加入団体の扱いについては教育課（☎89-3344）までお問い合わせください。

住民課 ☎ 89-3334

◆府中税務署からのお知らせ

平成20年分所得税確定申告の相談及び申告書の受付は、平成21年2月16日(月)から3月16日(月)までです。

※還付申告の場合は、2月13日(金)以前でも申告書を提出することができます。

◆確定申告会場の開設日程について

地区 府中税務署管内全域

開設日 2月2日(月)～3月16日(月) (土日祝日は除く)

受付時間 9時～16時

会場名 府中市文化センター

※前記期間中は、府中税務署では申告相談を行っておりませんので、ご注意ください。

お問い合わせ先 府中税務署 ☎ 0847・45・2570

◆固定資産税の課税面積が国土調査後の面積に変わります

国土調査(地籍調査)成果の固定資産税への反映は、これまで旧町村ごとの扱いでしたが、平成21年度課税分から調査成果を順次、課税へ反映します。

●平成21年度から国土調査成果が反映される地域

地区	地域
油木新免、小野、油木、安田の一部	
神石永野、相渡、古川、福永の一部	
豊松有木、中平、下豊松の一部、笹尾の一部、上豊松の一部	

●お問い合わせ先 住民課税務係または各支所町民課町民係

◆国民健康保険税納付済通知書の発行について

確定申告に使用される国民健康保険税納付済額通知書が必ず必要な方は、窓口もしくは口座振替通知書が送付された方に12月に納付書もしくは口座振替通知書が送付された方には、同封されていますのでそちらをご使用ください。

福祉課 ☎ 89-3335

◆介護保険住宅改修事業者説明会のお知らせ

介護保険制度では、要支援・要介護に認定された方を対象に、住まいの改修にかかった費用を支給するサービスがあります。その申請方法や提出書類作成の方法等の説明会を開催しますのご参加ください。

日時 1月29日(木)

午後6時30分～

場所 神石高原町保健福祉センター

対象者 施業者・介護サービス事業者・一般の方

◆国民健康保険税・後期高齢者医療保険料のお支払い方法について

平成21年度より、国民健康保険税と後期高齢者医療保険料のお支払い方法が、「年金からのお支払い」と「口座振替」の選択ができるようになります。お手続きには、①振替口座の預金通帳、②通帳のお届け印、③保険証をご持参の上、住民課・福祉課または各支所町民課の窓口までお問い合わせください。

◆第5回高齢者プラン策定委員会を開催しました

第4期高齢者プラン(老人福祉計画・介護保険事業計画)策定のため、12月17日に開催された第5回の委員会で、町の介護サービス提供量の現状と今後の人口推計等の動向に基づき、方向性について協議を行いました。

この介護サービス提供量は、介護保険料額に直接反映することから次回の開催を含めて慎重に議論されました。

次回は2月中旬頃に開催し、介護保険料額(案)を最終的に決定します。

詳しくは、介護保険係までお問い合わせください。

◆母子寡婦福祉資金貸付について

広島県では、母子家庭や寡婦の生活の安定とその児童のための福祉制度として、修学資金など用途に応じた貸付制度を設けています。借入れを希望される方は、期限までに申請手続きを行ってください。

※申請には添付書類が必要です。

申請期限：就学支度資金・修学資金 2月20日(金)

提出先：福祉課生活福祉係または各支所町民課福祉保健係

保健課 ☎ 89-3366

神石高原町立病院の職員募集

神石高原町立病院で働いてくださる看護補助者を引き続き募集しています。(若干名) お問い合わせ先：寺岡記念病院 ☎ 0847-52-3140